

第 8 0 回 宍 粟 市 議 会 定 例 会 議 録 ( 第 5 号 )

招 集 年 月 日 平 成 3 0 年 6 月 2 0 日 ( 水 曜 日 )

招 集 の 場 所 宍 粟 市 役 所 議 場

開 議 6 月 2 0 日 午 前 9 時 3 0 分 宣 告 ( 第 5 日 )

議 事 日 程

- |        |         |  |
|--------|---------|--|
| 日程第 1  | 第 46号議案 | 宍粟市税条例の一部改正の専決処分（専決第14号）の承認について                  |
|        | 第 47号議案 | 宍粟市都市計画税条例の一部改正の専決処分（専決第15号）の承認について              |
|        | 第 48号議案 | 宍粟市国民健康保険税条例の一部改正の専決処分（専決第16号）の承認について            |
| 日程第 2  | 第 49号議案 | 平成29年度宍粟市一般会計補正予算（第8号）の専決処分（専決第13号）の承認について       |
| 日程第 3  | 第 50号議案 | 宍粟市農業共済条例の全部改正について                               |
| 日程第 4  | 第 51号議案 | 宍粟市税条例等の一部改正について                                 |
|        | 第 52号議案 | 宍粟市都市計画税条例の一部改正について                              |
| 日程第 5  | 第 53号議案 | 宍粟市介護保険条例の一部改正について                               |
| 日程第 6  | 第 54号議案 | 宍粟市立学校施設等の使用に関する条例の一部改正について                      |
| 日程第 7  | 第 55号議案 | 宍粟市学童保育所条例の一部改正について                              |
| 日程第 8  | 第 56号議案 | 宍粟市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準等を定める条例の一部改正について |
| 日程第 9  | 第 57号議案 | 宍粟市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について       |
| 日程第 10 | 第 58号議案 | 宍粟市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について          |
| 日程第 11 | 第 59号議案 | 兵庫県市町交通災害共済組合理約の変更について                           |
| 日程第 12 | 第 60号議案 | 市有財産の処分について                                      |

- 日程第 1 3 第 61号議案 債権の放棄について
- 日程第 1 4 第 62号議案 平成30年度宍粟市一般会計補正予算（第 1 号）
- 日程第 1 5 第 64号議案 損害賠償に係る和解及び損害賠償の額の決定について
- 日程第 1 6 第 65号議案 市道路線の変更について
- 日程第 1 7 第 66号議案 戸原こども園新築工事請負契約の締結について
- 日程第 1 8 第 67号議案 （仮称）一宮北認定こども園新築工事請負契約の締結  
について
- 日程第 1 9 請願第 1 号 教職員定数改善と義務教育費国庫負担制度 2 分の 1 復  
元をはかるための、2019年度政府予算に係る意見書採  
択の要請について
- 日程第 2 0 所管事務等調査について

#### 本日の会議に付した事件

- 日程第 1 第 46号議案 宍粟市税条例の一部改正の専決処分（専決第14号）の  
承認について
- 第 47号議案 宍粟市都市計画税条例の一部改正の専決処分（専決第  
15号）の承認について
- 第 48号議案 宍粟市国民健康保険税条例の一部改正の専決処分（専  
決第16号）の承認について
- 日程第 2 第 49号議案 平成29年度宍粟市一般会計補正予算（第 8 号）の専決  
処分（専決第13号）の承認について
- 日程第 3 第 50号議案 宍粟市農業共済条例の全部改正について
- 日程第 4 第 51号議案 宍粟市税条例等の一部改正について
- 第 52号議案 宍粟市都市計画税条例の一部改正について
- 日程第 5 第 53号議案 宍粟市介護保険条例の一部改正について
- 日程第 6 第 54号議案 宍粟市立学校施設等の使用に関する条例の一部改正に  
ついて
- 日程第 7 第 55号議案 宍粟市学童保育所条例の一部改正について
- 日程第 8 第 56号議案 宍粟市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の  
運営に関する基準等を定める条例の一部改正について
- 日程第 9 第 57号議案 宍粟市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関す  
る基準を定める条例の一部改正について

- 日程第 1 0 第 58号議案 穴粟市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について
- 日程第 1 1 第 59号議案 兵庫県市町交通災害共済組合理約の変更について
- 日程第 1 2 第 60号議案 市有財産の処分について
- 日程第 1 3 第 61号議案 債権の放棄について
- 日程第 1 4 第 62号議案 平成30年度穴粟市一般会計補正予算（第 1 号）
- 日程第 1 5 第 64号議案 損害賠償に係る和解及び損害賠償の額の決定について
- 日程第 1 6 第 65号議案 市道路線の変更について
- 日程第 1 7 第 66号議案 戸原こども園新築工事請負契約の締結について
- 日程第 1 8 第 67号議案 （仮称）一宮北認定こども園新築工事請負契約の締結について
- 日程第 1 9 請願第 1 号 教職員定数改善と義務教育費国庫負担制度 2 分の 1 復元をはかるための、2019年度政府予算に係る意見書採択の要請について
- 追加日程第 1 発議第 1 号 教職員定数改善と義務教育費国庫負担制度 2 分の 1 復元をはかるための平成31年度政府予算に係る意見書について
- 日程第 2 0 所管事務等調査について

応 招 議 員（ 1 6 名）

出 席 議 員（ 1 6 名）

1 番 津 田 晃 伸 議員	2 番 宮 元 裕 祐 議員
3 番 山 下 由 美 議員	4 番 東 豊 俊 議員
5 番 今 井 和 夫 議員	6 番 大久保 陽 一 議員
7 番 田 中 孝 幸 議員	8 番 浅 田 雅 昭 議員
9 番 田 中 一 郎 議員	1 0 番 神 吉 正 男 議員
1 1 番 飯 田 吉 則 議員	1 2 番 大 畑 利 明 議員
1 3 番 林 克 治 議員	1 4 番 榎 橋 美 恵 子 議員
1 5 番 西 本 諭 議員	1 6 番 実 友 勉 議員

欠 席 議 員 な し

職務のために議場に出席した者の職氏名

事務局長	宮崎一也君	書記	小谷慎一君
書記	岸元秀高君	書記	小椋沙織君

地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名

市長	福元晶三君	副市長	中村司君
教育長	西岡章寿君	企画総務部長	坂根雅彦君
まちづくり推進部長	富田健次君	市民生活部長	平瀬忠信君
健康福祉部長	世良智君	産業部長	名畑浩一君
建設部長	花井一郎君	一宮市民局長	上長正典君
波賀市民局長	坂口知巳君	千種市民局長	津村裕二君
会計管理者	楳谷米男君	総合病院事務部長	志水史郎君
教育委員会教育部長	前田正人君	農業委員会事務局長	西村吉一君

(午前 9時30分 開議)

議長(実友 勉君) 皆様、おはようございます。

これから、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付しておりますとおりであります。

それでは、日程に入ります。

日程第1 第46号議案～第48号議案

議長(実友 勉君) 日程第1、第46号議案、宍粟市税条例の一部改正の専決処分(専決第14号)の承認についてから、第48号議案、宍粟市国民健康保険税条例の一部改正の専決処分(専決第16号)の承認についてまでの3議案を一括議題といたします。

当該3議案は、去る5月29日の本会議で、文教民生常任委員会に付託していたものであります。

文教民生常任委員会の審査の経過と結果の報告を求めます。

文教民生常任委員長、14番、榎橋美恵子議員。

文教民生常任委員長(榎橋美恵子君) 平成30年5月29日に審査付託のありました、第46号議案、宍粟市税条例の一部改正の専決処分(専決第14号)の承認についてから、第48号議案、宍粟市国民健康保険税条例の一部改正の専決処分(専決第16号)の承認についてまでの3議案については、6月6日に第4回文教民生常任委員会を招集して審査を行いましたので、会議規則第111条の規定により報告をいたします。

第46号議案・第47号議案の主な内容は、バリアフリー改修を行った実演芸術施設に対する減額の措置を受けようとする者がすべき申告についての規定が新設されたこと、条項ずれに対応するための改正を行うものであります。

第48号議案は、兵庫県が財政運営の責任主体となることに伴う所要の改正、課税限度額の引き上げ、低所得者に係る保険税軽減判定のための所得基準額の見直しを行うものであります。

第48号議案の質疑では、今回の改正によって、宍粟市はどのような影響があるのか。それに対しては高額所得者で4万円上がり524万円の増、軽減判定所得見直しで167万円の減となるとの回答でございました。

関係職員に説明を求め、慎重に審査をいたしました結果、第46号・第47号の2議案は全会一致で承認すべきものと決しました。

また、第48号議案は賛成多数で承認すべきものと決しました。

以上です。

議長（実友 勉君） 文教民生常任委員長の報告は終わりました。

続いて、委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（実友 勉君） 質疑なしと認めます。

以上で質疑を終わります。

続いて、討論を行います。

第48号議案について、通告がありますので順次発言を許可します。

まず、反対者の発言を許します。

3番、山下由美議員。

3番（山下由美君） 日本共産党の山下です。第48号議案、宍粟市国民健康保険税条例の一部改正の専決処分の承認について、反対の立場から討論をいたします。

今回の国民健康保険税条例の一部改正は、兵庫県が財政運営の主体となることに伴う改正です。国民健康保険税の2割軽減と5割軽減の所得基準額を引き上げて、軽減を拡大する一方で、国民健康保険税の課税限度額を4万円引き上げて58万円に改正するという負担増が行われています。

軽減所得基準額の引き上げにより、軽減となる世帯数は、2割軽減は13世帯、5割軽減は12世帯で、推計軽減拡大額は合計167万4,000円ありますが、限度額引き上げにより負担増の影響を受ける世帯数は131世帯で、推計負担額は合計524万円にものぼります。

2割、5割軽減世帯を拡大することは大切なことだと考えていますが、課税限度額を引き上げて、その増収分を中間層部分に回して負担増を抑制するというやり方では、結果的には全ての世帯の負担増に繋がってしまいます。

国民健康保険は、市民の命や健康を守る社会保障の制度であり、宍粟市が独自に国民健康保険税を引き下げるために、一般会計からの繰り入れを行い、全ての加入者の負担軽減を行うべきです。

以上の理由からこの条例改正に賛成することはできません。

議長（実友 勉君） 次に、賛成者の発言を許します。

8番、浅田雅昭議員。

8番（浅田雅昭君） 8番、浅田でございます。第48号議案、宍粟市国民健康保険税条例の一部改正の専決処分（専決第16号）の承認について、賛成の立場で討論をいたします。

今回の改正は、都道府県が国民健康保険に係る財政運営の責任主体となることに伴い、国民健康保険税の基礎課税額等の算定方法を改めることや、基礎課税額の課税限度額を54万円から58万円に引き上げる改正及び低所得者に係る保険税軽減判定のための所得基準の見直しに伴う改正であります。

課税限度額を引き上げることは、高所得者に対し、より多くの負担を求めることとはなりますが、これにより中間所得者に配慮した保険税の設定が可能となります。また、保険税軽減判定のための所得基準の見直しにより、5割軽減及び2割軽減の対象となる世帯の拡充が図られることとなります。

今回の改正は、地方税法等の改正に伴う改正であり、低所得者及び中間所得者に配慮した改正であるとともに、持続可能な医療保険制度を構築するための改正であり、適切と判断をします。

なお、関係政令の公布が年度末であったため、急を要するための専決処分であり、適切と判断をします。委員各位の御賛同を賜りますようお願いいたします。

議長（実友 勉君） 以上で討論を終わります。

続いて、採決を行います。

採決は分離して行います。

まず、第46号議案を採決いたします。

本議案に対する委員長報告は承認であります。

お諮りします。

第46号議案については、委員長報告のとおり承認することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（実友 勉君） 御異議なしと認めます。

第46号議案は委員長報告のとおり承認することに決しました。

続いて、第47号議案を採決いたします。

本議案に対する委員長報告は承認であります。

お諮りします。

第47号議案については、委員長報告のとおり承認することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（実友 勉君） 御異議なしと認めます。

第47号議案は委員長報告のとおり承認することに決しました。

続いて、第48号議案を採決いたします。

第48号議案を起立により採決いたします。

本議案に対する委員長報告は承認であります。

第48号議案を委員長報告のとおり承認することに賛成の議員の起立を求めます。

(起立多数)

議長(実友 勉君) 起立多数であります。

第48号議案は委員長報告のとおり承認することに決しました。

日程第2 第49号議案

議長(実友 勉君) 日程第2、第49号議案、平成29年度宍粟市一般会計補正予算(第8号)の専決処分(専決第13号)の承認についてを議題とします。

本議案は、去る5月29日の本会議で予算決算常任委員会に付託していたものであります。

予算決算常任委員会の審査の経過と結果の報告を求めます。

予算決算常任委員長、4番、東 豊俊議員。

4番(東 豊俊君) 平成30年5月29日に付託のありました、第49号議案、平成29年度宍粟市一般会計補正予算(第8号)の専決処分(専決第13号)の承認について、予算決算常任委員会を招集し審査を行いましたので、会議規則第111条の規定により報告をいたします。

付託当日に、委員会を開催し、運営要綱の規定により詳細審査を二つの分科会で分担して行うことと決定をいたしました。6月5日に総務経済分科会、6日に文教民生分科会を開催し、それぞれ関係職員に説明を求め審査をいたしました。その後13日に予算決算常任委員会を開催し、それぞれ分担して行った分科会の審査報告を受け、全体の委員会で審査を行いました。

分科会の報告は、次のとおりであります。

まず、総務経済分科会が審査した関係部分は、企画総務部において、各市民局に設置している情報関係の中継機器や増幅装置をバックアップするUPSの寿命が来たため更新しようとしたところ、一宮において、中継機器に障害が見つかり予備機で対応したが、その修繕に不測の時間を要し、波賀、千種の更新作業に遅れが生じ、年度内に工事が完了する見込みが立たなくなったため繰越明許としたものです。

これに対し、審査の過程で委員からは、各市民局における情報伝達機器の更新の遅れによる支障はなかったのかとの質疑が出されましたが、機器の寿命を受けての更新作業であり、支障はなかった。なお、更新作業は、6月5日をもって完了するとの回答でした。

建設部では、繰越明許費の補正(変更)の2件です。

まず、道路新設改良事業では、山田下広瀬線において地権者との用地交渉が長期化し、また、年度内の完了が困難となったためです。

これに対し、審査の過程で委員からは、繰越明許費の変更とあわせ、買収額や補償額に変更が生じるのかとの質疑が出されました。予算増額は行うものではなく、用地交渉に時間を要したことにより、所有権移転の不動産登記が完了できなかったことで事業費を繰り越しするものであるとの説明がありました。

また、河川維持補修事業においては、一宮町杉田地内の赤山川において、国土交通省が実施する国道29号歩道設置工事との調整により、資材搬入等の期間が制限され年度内の完了が困難となったためです。

次に、文教民生分科会が審査した第49号議案の関係部分は、まず、城下学童保育所建設事業に係る費用としては、設計監理業務委託料として140万円のみを平成29年度予算分としておりましたが、国庫補助金の繰り越しに当たり、工事請負費の出来高が必要と判明したため、平成29年度予算として流用により475万2,000円を確保し、そのうちの285万2,000円を繰越明許費として補正するものであるとの回答があったとの報告がありました。

全体会では、以上の分科会審査報告の後、質疑と自由討議を行いました。

自由討議では、議案については特に問題がないが、流用について委員会へ十分な説明がされていなかったのではないかとの意見があり、当初予算はあくまで概算で計上するしかない、やむを得ない部分はあるにせよ、逐一、担当委員会へ報告があつてしかるべきであるとの意見を報告書に記すことにいたしました。

採決しました結果、第49号議案の専決処分の承認については、全会一致で承認すべきものと決しました。

以上です。

議長（実友 勉君） 予算決算常任委員長の報告は終わりました。

続いて、質疑を省略して討論を行います。

御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（実友 勉君） 御異議なしと認めます。

続いて討論を行います。

本議案に関しましては、発言通告が提出されておられませんので、これで討論を終了したいと思います。

御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(実友 勉君) 御異議なしと認めます。

よって、討論を終わります。

これより採決を行います。

本議案に対する委員長報告は承認であります。

お諮りします。

第49号議案については、委員長報告のとおり承認することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(実友 勉君) 御異議なしと認めます。

第49号議案は委員長報告のとおり承認することに決しました。

#### 日程第3 第50号議案

議長(実友 勉君) 日程第3、第50号議案、宍粟市農業共済条例の全部改正についてを議題とします。

本議案は、去る5月29日の本会議で、総務経済常任委員会に付託していたものであります。

総務経済常任委員会の審査の経過と結果の報告を求めます。

総務経済常任委員長、11番、飯田吉則議員。

総務経済常任委員長(飯田吉則君) 平成30年5月29日に審査付託のありました、第50号議案、宍粟市農業共済条例の全部改正については、6月5日に第5回総務経済常任委員会を招集し、審査を行いましたので、会議規則第111条の規定により報告いたします。

関係職員に説明を求め、慎重に審査をいたしました。

第50号議案は、農業災害補償法の一部改正に伴い、農業災害補償法が農業保険法と改正され、補償制度の見直しも行われたことから宍粟市農業共済条例の全部改正を行うものです。

主な改正内容としましては、農業経営者のセーフティネットとして収入保険制度を新たに導入すること、また、農作物共済については、当然加入制から任意加入制への変更を行い、家畜共済については死廃共済と病傷共済に制度を分離し、選択加入を可能にするなどの見直しを行います。なお、農業者に対する補償という制度目的に変更はありませんが、文言や引用条文について大幅な改正となることから、全部改正により改正を行うものです。

審査の結果、第50号議案については、適切と判断し、全会一致で可決すべきもの

と決しましたので、御報告申し上げます。

以上です。

議長（実友 勉君） 総務経済常任委員長の報告は終わりました。

続いて、委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（実友 勉君） 質疑なしと認めます。

以上で質疑を終わります。

これより討論を行います。

本議案に関しましては、発言通告が提出されておられませんので、これで討論を終了したいと思います。

御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（実友 勉君） 御異議なしと認めます。

よって、討論を終わります。

これより採決を行います。

本議案に対する委員長報告は可決であります。

お諮りします。

第50号議案については、委員長報告のとおり可決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（実友 勉君） 御異議なしと認めます。

第50号議案は委員長報告のとおり可決されました。

日程第4 第51号議案～第52号議案

議長（実友 勉君） 日程第4、第51号議案、宍粟市税条例等の一部改正についてから、第52号議案、宍粟市都市計画税条例の一部改正についての2議案を一括議題とします。

本2議案は、去る5月29日の本会議で、文教民生常任委員会に付託していたものであります。

文教民生常任委員会の審査の経過と結果の報告を求めます。

文教民生常任委員長、14番、榎橋美恵子議員。

文教民生常任委員長（榎橋美恵子君） 平成30年5月29日に審査付託のありました、第51号議案、宍粟市税条例等の一部改正についてから、第52号議案、宍粟市都市計

画税条例の一部改正についての2議案は、6月6日に第4回文教民生常任委員会を招集して審査を行いましたので、会議規則第111条の規定により報告いたします。

第51号議案の主な内容は、地方税法等の改正に伴う関係条文の改正及び条ずれの整理を行うもの、第52号議案の主な内容は、地方税法の改正に伴う条項ずれの対応を行うものであります。

関係職員に説明を求め、慎重に審査をいたしました結果、第51号議案・第52号議案は全会一致で可決すべきものと決しました。

以上です。

議長（実友 勉君） 文教民生常任委員長の報告は終わりました。

続いて、委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（実友 勉君） 質疑なしと認めます。

以上で質疑を終わります。

続いて討論を行います。

本2議案に関しましては、発言通告が提出されておられませんので、これで討論を終了したいと思います。

御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（実友 勉君） 御異議なしと認めます。

よって、討論を終わります。

続いて採決を行います。

採決は分離して行います。

まず、第51号議案を採決いたします。

本議案に対する委員長報告は可決であります。

お諮りします。

第51号議案については、委員長報告のとおり可決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（実友 勉君） 御異議なしと認めます。

第51号議案は委員長報告のとおり可決されました。

続いて、第52号議案を採決いたします。

本議案に対する委員長報告は可決であります。

お諮りします。

第52号議案については、委員長報告のとおり可決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(実友 勉君) 御異議なしと認めます。

第52号議案は委員長報告のとおり可決されました。

日程第5 第53号議案

議長(実友 勉君) 日程第5、第53号議案、宍粟市介護保険条例の一部改正についてを議題とします。

本議案は、去る5月29日の本会議で、文教民生常任委員会に付託していたものであります。

文教民生常任委員会の審査の経過と結果の報告を求めます。

文教民生常任委員長、14番、榎橋美恵子議員。

文教民生常任委員長(榎橋美恵子君) 平成30年5月29日に審査付託のありました、第53号議案、宍粟市介護保険条例の一部改正については、6月6日に第4回文教民生常任委員会を招集して審査を行いましたので、会議規則第111条の規定により報告いたします。

第53号議案の主な内容は、介護保険法施行令の改正に伴い、引用している条文の条項ずれの対応を行うものであります。

委員からは、介護被保険者に優位な法改正なのか、譲渡所得分は本人のみか、世帯なのかとの質疑がございました。計算は一人一人、また一時的に所得が上がった場合の考慮により有利となる。64歳以下65歳以上の差が出ないように、年金の所得は加味しないとの回答でございました。

関係職員に説明を求め、慎重に審査をいたしました結果、第53号議案は全会一致で可決すべきものと決しました。

以上です。

議長(実友 勉君) 文教民生常任委員長の報告は終わりました。

続いて、委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長(実友 勉君) 質疑なしと認めます。

以上で質疑を終わります。

これより討論を行います。

本議案に関しましては、発言通告が提出されておられませんので、これで討論を終了したいと思います。

御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(実友 勉君) 御異議なしと認めます。

よって、討論を終わります。

これより採決を行います。

本議案に対する委員長報告は可決であります。

お諮りします。

第53号議案については、委員長報告のとおり可決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(実友 勉君) 御異議なしと認めます。

第53号議案は委員長報告のとおり可決されました。

#### 日程第6 第54号議案

議長(実友 勉君) 日程第6、第54号議案、宍粟市立学校施設等の使用に関する条例の一部改正についてを議題とします。

本議案は、去る5月29日の本会議で、文教民生常任委員会に付託していたものであります。

文教民生常任委員会の審査の経過と結果の報告を求めます。

文教民生常任委員長、14番、榎橋美恵子議員。

文教民生常任委員長(榎橋美恵子君) 平成30年5月29日に審査付託のありました、第54号議案、宍粟市立学校施設等の使用に関する条例の一部改正については、6月6日に第4回文教民生常任委員会を招集して審査を行いましたので、会議規則第111条の規定により報告をいたします。

第54号議案の主な内容は、伊水小学校体育館の改築工事完成に伴う同体育館の使用料半額徴収規定の廃止を行うものであります。

使用料については、面積が小さい、天井が低いということもあり半額にしておりましたが、完成したことにより廃止とするものです。

関係職員に説明を求め、慎重に審査をいたしました結果、第54号議案は全会一致で可決すべきものと決しました。

以上です。

議長(実友 勉君) 文教民生常任委員長の報告は終わりました。

続いて、委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長(実友 勉君) 質疑なしと認めます。

以上で質疑を終わります。

これより討論を行います。

本議案に関しましては、発言通告が提出されておられませんので、これで討論を終了したいと思います。

御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(実友 勉君) 御異議なしと認めます。

よって、討論を終わります。

これより採決を行います。

本議案に対する委員長報告は可決であります。

お諮りします。

第54号議案については、委員長報告のとおり可決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(実友 勉君) 御異議なしと認めます。

第54号議案は委員長報告のとおり可決されました。

#### 日程第7 第55号議案

議長(実友 勉君) 日程第7、第55号議案、宍粟市学童保育所条例の一部改正についてを議題とします。

本議案は、去る5月29日の本会議で、文教民生常任委員会に付託していたものがあります。

文教民生常任委員会の審査の経過と結果の報告を求めます。

文教民生常任委員長、14番、榎橋美恵子議員。

文教民生常任委員長(榎橋美恵子君) 平成30年5月29日に審査付託のありました、第55号議案、宍粟市学童保育所条例の一部改正については、6月6日に第4回文教民生常任委員会を招集して審査を行いましたので、会議規則第111条の規定により報告をいたします。

第55号議案の主な内容は、城下学童保育所の建設に伴う施設の追加を行うものがあります。

関係職員に説明を求め、慎重に審査をいたしました結果、第55号議案は全会一致で可決すべきものと決しました。

以上です。

議長（実友 勉君） 文教民生常任委員長の報告は終わりました。

続いて、委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（実友 勉君） 質疑なしと認めます。

以上で質疑を終わります。

これより討論を行います。

本議案に関しましては、発言通告が提出されておられませんので、これで討論を終了したいと思います。

御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（実友 勉君） 御異議なしと認めます。

よって、討論を終わります。

これより採決を行います。

本議案に対する委員長報告は可決であります。

お諮りします。

第55号議案については、委員長報告のとおり可決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（実友 勉君） 御異議なしと認めます。

第55号議案は委員長報告のとおり可決されました。

#### 日程第8 第56号議案

議長（実友 勉君） 日程第8、第56号議案、宍粟市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準等を定める条例の一部改正についてを議題とします。

本議案は、去る5月29日の本会議で、文教民生常任委員会に付託していたものであります。

文教民生常任委員会の審査の経過と結果の報告を求めます。

文教民生常任委員長、14番、榎橋美恵子議員。

文教民生常任委員長（榎橋美恵子君） 平成30年5月29日に審査付託のありました、

第56号議案、宍粟市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準等を定める条例の一部改正については、6月6日に第4回文教民生常任委員会を招集して審査を行いましたので、会議規則第111条の規定により報告をいたします。

第56号議案の主な内容は、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準の改正に伴い、支給認定証の任意交付化に関する規定の追加、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の改正に伴い、引用している条文の条項ずれの対応を行うものであります。

関係職員に説明を求め、慎重に審査いたしました結果、第56号議案は全会一致で可決すべきものと決しました。

以上です。

議長（実友 勉君） 文教民生常任委員長の報告は終わりました。

続いて、委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（実友 勉君） 質疑なしと認めます。

以上で質疑を終わります。

これより討論を行います。

本議案に関しましては、発言通告が提出されておられませんので、これで討論を終了したいと思います。

御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（実友 勉君） 御異議なしと認めます。

よって、討論を終わります。

これより採決を行います。

本議案に対する委員長報告は可決であります。

お諮りします。

第56号議案については、委員長報告のとおり可決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（実友 勉君） 御異議なしと認めます。

第56号議案は委員長報告のとおり可決されました。

日程第9 第57号議案

議長（実友 勉君） 日程第9、第57号議案、宍粟市放課後児童健全育成事業の設

備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正についてを議題とします。

本議案は、去る5月29日の本会議で、文教民生常任委員会に付託していたものがあります。

文教民生常任委員会の審査の経過と結果の報告を求めます。

文教民生常任委員長、14番、榎橋美恵子議員。

文教民生常任委員長（榎橋美恵子君） 平成30年5月29日に審査付託のありました、第57号議案、宍粟市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正については、6月6日に第4回文教民生常任委員会を招集して審査を行いましたので、会議規則第111条の規定により報告をいたします。

第57号議案の主な内容は、国家戦略特別区域法の改正に伴い、引用している条文の条項ずれの対応、放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準の改正に伴い、放課後児童支援員の基礎資格に関し、一定の経験（5年）を持つ者を追加する等の所要の改正を行うものであります。

委員から、第10条5年以上学童保育に従事した者とあるが、この経験があまりないので厳しいのではないかとこの質疑に、国の基準に定められている。改善に努めたい。

また、実務、専門研修、補助員を選定はとの質疑には、講師を呼んでの研修や実体験の意見交換、データの蓄積がある、それに基づいた対応、計画的に研修を受けてもらい、補助員から支援員へと考えているとの回答でございました。

関係職員に説明を求め、慎重に審査をいたしました結果、第57号議案は全会一致で可決すべきものと決しました。

以上です。

議長（実友 勉君） 文教民生常任委員長の報告は終わりました。

続いて、委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（実友 勉君） 質疑なしと認めます。

以上で質疑を終わります。

これより討論を行います。

本議案に関しましては、発言通告が提出されておられませんので、これで討論を終了したいと思います。

御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(実友 勉君) 御異議なしと認めます。

よって、討論を終わります。

これより採決を行います。

本議案に対する委員長報告は可決であります。

お諮りします。

第57号議案については、委員長報告のとおり可決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(実友 勉君) 御異議なしと認めます。

第57号議案は委員長報告のとおり可決されました。

日程第10 第58号議案

議長(実友 勉君) 日程第10、第58号議案、宍粟市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正についてを議題とします。

本議案は、去る5月29日の本会議で、文教民生常任委員会に付託していたものであります。

文教民生常任委員会の審査の経過と結果の報告を求めます。

文教民生常任委員長、14番、榎橋美恵子議員。

文教民生常任委員長(榎橋美恵子君) 平成30年5月29日に審査付託のありました、第58号議案、宍粟市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正については、6月6日に第4回文教民生常任委員会を招集して審査を行いましたので、会議規則第111条の規定により報告をいたします。

第58号議案の主な内容は、国家戦略特別区域法の改正に伴い、引用している条文の条項ずれの対応ほか、所要の改正を行うものであります。

関係職員に説明を求め、慎重に審査をいたしました結果、第58号議案は全会一致で可決すべきものと決しました。

以上です。

議長(実友 勉君) 文教民生常任委員長の報告は終わりました。

続いて、委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長(実友 勉君) 質疑なしと認めます。

以上で質疑を終わります。

これより討論を行います。

本議案に関しましては、発言通告が提出されておられませんので、これで討論を終了したいと思います。

御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(実友 勉君) 御異議なしと認めます。

よって、討論を終わります。

これより採決を行います。

本議案に対する委員長報告は可決であります。

お諮りします。

第58号議案については、委員長報告のとおり可決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(実友 勉君) 御異議なしと認めます。

第58号議案は委員長報告のとおり可決されました。

日程第11 第59号議案

議長(実友 勉君) 日程第11、第59号議案、兵庫県市町交通災害共済組合規約の変更についてを議題とします。

本議案は、去る5月29日の本会議で、総務経済常任委員会に付託していたものであります。

総務経済常任委員会の審査の経過と結果の報告を求めます。

総務経済常任委員長、11番、飯田吉則議員。

総務経済常任委員長(飯田吉則君) 平成30年5月29日に審査付託のありました、第59号議案、兵庫県市町交通災害共済組合規約の変更については、6月5日に第5回総務経済常任委員会を招集し、審査を行いましたので、会議規則第111条の規定により報告いたします。

関係職員に説明を求め、慎重に審査をいたしました。

第59号議案は、兵庫県市町交通災害共済組合は、昭和43年11月に県下66町の共同事業として発足したものです。その後、昭和53年度には71町による共同事業となりましたが、平成26年度からは、7市12町による共同事業となっています。組合発足から50年を経過した今日、発足当時と違って、共済事業を取り巻く環境は大きく変わり、特に民間の共済・保険事業が充実するなど、近年の事業運営は大変厳しい状況となっています。この間、制度加入促進を行うものの、組合全体の加入率は昭和

54年度の64.5%から、平成28年度では22.7%まで低下する事態となり、基金の多額の取り崩しが避けられない極めて厳しい運営となっています。

一方、共済見舞金の支払い状況ですが、平成27年度からは、共済支払金額が加入掛金を上回る状況が続いています。

こうした状況を受け、平成29年度に兵庫県市町交通災害共済組合検討委員会が設置され、共済事業の終結に向けた方法等が検討され、交通災害共済事業については平成31年度を加入募集の最終年度とし、平成33年度末をもって兵庫県市町交通災害共済組合を解散することが組合定例議会で承認され、今後の事務手続を進めていくこととなりました。

以上のことから、地方自治法第286条第1項の規定により、議会の議決を求めるものです。

審査の結果、第59号議案については、適切と判断し、全会一致で原案を可決すべきものと決しましたので、御報告申し上げます。

以上です。

議長（実友 勉君） 総務経済常任委員長の報告は終わりました。

続いて、委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（実友 勉君） 質疑なしと認めます。

以上で質疑を終わります。

これより討論を行います。

本議案に関しましては、発言通告が提出されておられませんので、これで討論を終了したいと思います。

御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（実友 勉君） 御異議なしと認めます。

よって、討論を終わります。

これより採決を行います。

本議案に対する委員長報告は可決であります。

お諮りします。

第59号議案については、委員長報告のとおり可決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（実友 勉君） 御異議なしと認めます。

第59号議案は委員長報告のとおり可決されました。

日程第12 第60号議案

議長（実友 勉君） 日程第12、第60号議案、市有財産の処分についてを議題とします。

本議案は、去る5月29日の本会議で、総務経済常任委員会に付託していたものであります。

総務経済常任委員会の審査の経過と結果の報告を求めます。

総務経済常任委員長、11番、飯田吉則議員。

総務経済常任委員長（飯田吉則君） 平成30年5月29日に審査付託のありました、第60号議案、市有財産の処分については、6月5日に第5回総務経済常任委員会を招集し、審査を行いましたので、会議規則第111条の規定により報告いたします。

関係職員に説明を求め、慎重に審査をいたしました。

第60号議案は、山崎町金谷自治会が認可地縁団体として法人格を取得されたことに伴い、市が所有する金谷自治会館の建設地につきまして、自治会の所有として登記し、今後の維持管理を金谷自治会で行いたい旨の要望が提出されました。

このことを受け、当該自治会において公益的な利用が予定されていることから、今後の円滑な維持管理のため、当該土地を無償譲渡することについて、地方自治法第96条第1項第6号の規定により、議会の議決を求めるものです。

審査の過程で委員からは、自治会内にはもう1カ所集会施設があるのでないかとの質疑がありましたが、当該建物は、生産森林組合が所有される事務所で、公民館ではない。今回、譲渡しようとする土地は、新しく建設された自治会館の土地を譲渡するものであるとの説明がありました。

審査の結果、第60号議案については、適切と判断し、全会一致で原案を可決すべきものと決しましたので、御報告申し上げます。

以上です。

議長（実友 勉君） 総務経済常任委員長の報告は終わりました。

続いて、委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（実友 勉君） 質疑なしと認めます。

以上で質疑を終わります。

これより討論を行います。

本議案に関しましては、発言通告が提出されておられませんので、これで討論を終了したいと思います。

御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(実友 勉君) 御異議なしと認めます。

よって、討論を終わります。

これより採決を行います。

本議案に対する委員長報告は可決であります。

お諮りします。

第60号議案については、委員長報告のとおり可決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(実友 勉君) 御異議なしと認めます。

第60号議案は委員長報告のとおり可決されました。

#### 日程第13 第61号議案

議長(実友 勉君) 日程第13、第61号議案、債権の放棄についてを議題とします。

本議案は、去る5月29日の本会議で、文教民生常任委員会に付託していたものがあります。

文教民生常任委員会の審査の経過と結果の報告を求めます。

文教民生常任委員長、14番、榎橋美恵子議員。

文教民生常任委員長(榎橋美恵子君) 平成30年5月29日に審査付託のありました、第61号議案、債権の放棄については、6月6日に第4回文教民生常任委員会を招集して審査を行いましたので、会議規則第111条の規定により報告をいたします。

第61号議案の主な内容は、要保護者の死亡により発生した債権について、相続人全員が相続を放棄したことにより、弁済の見込みがなくなったため、地方自治法第96条第1項第10条の規定により、債権の放棄を行うものであります。

関係職員に説明を求め、慎重に審査をいたしました結果、今回のケースはやむを得ないものと判断し、第61号議案は全会一致で可決すべきものと決しました。

以上です。

議長(実友 勉君) 文教民生常任委員長の報告は終わりました。

続いて、委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長(実友 勉君) 質疑なしと認めます。

以上で質疑を終わります。

これより討論を行います。

本議案に関しましては、発言通告が提出されておられませんので、これで討論を終了したいと思います。

御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(実友 勉君) 御異議なしと認めます。

よって、討論を終わります。

これより採決を行います。

本議案に対する委員長報告は可決であります。

お諮りします。

第61号議案については、委員長報告のとおり可決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(実友 勉君) 御異議なしと認めます。

第61号議案は委員長報告のとおり可決されました。

日程第14 第62号議案

議長(実友 勉君) 日程第14、第62号議案、平成30年度穴粟市一般会計補正予算(第1号)を議題といたします。

本議案は、去る5月29日の本会議で、予算決算常任委員会に付託していたものがあります。

予算決算常任委員会の審査の経過と結果の報告を求めます。

予算決算常任委員長、4番、東 豊俊議員。

予算決算常任委員長(東 豊俊君) 平成30年5月29日に付託のありました、第62号議案、平成30年度穴粟市一般会計補正予算(第1号)の補正予算について、予算決算常任委員会を招集し審査を行いましたので、会議規則第111条の規定により報告をいたします。

付託当日に、委員会を開催し、運営要綱の規定により詳細審査を二つの分科会で分担して行うことと決定をいたしました。6月5日に総務経済分科会、6日に文教民生分科会を開催し、それぞれ関係職員に説明を求め審査をいたしました。その後13日に予算決算常任委員会を開催し、それぞれ分担して行った分科会の審査報告を

受け、全体の委員会で審査を行いました。

分科会の報告は次のとおりであります。

まず、総務経済分科会が審査した関係部分は、歳出につきまして、商工費では、山崎納涼夏祭りに関しまして、せせらぎ公園整備工事の完了で、広大となった観覧場所等の警備増強のため、運営事業補助金を増額します。土木費では、都市計画道路山田下広瀬線の用地取得を優先するための予算の組み替え、また、災害復旧費では、平成30年4月24日から25日にかけての豪雨により発生した2件の道路災害の復旧工事費を計上してあります。

歳入につきましては、道路災害復旧工事費で国庫負担金を見込むほか、災害復旧事業債を活用することとしており、さらに必要となる財源につきましては、見込みの範囲内のもとで前年度繰越金を計上しています。

加えて、千種町域における生活圏の拠点づくり事業につきまして、現在、検討委員会で協議を進めており、一定の方向性で意見がまとめられつつある中、拠点施設を平成32年度末の完成に向け、設計監理業務委託料の債務負担行為を計上するものです。

審査の過程で委員から、山崎納涼夏祭りに対する補助金の増額については、なぜ当初予算に組み込めなかったのか、他事業においても警備強化のため補助金の増額の要望があった場合どうするのかとの質疑が出され、当局からは、このイベントの実行委員会組織は、例年年明けに設置され、実質の活動は4月、5月からで、イベント終了後に解散となる。昨年の反省として警備強化が挙げられていたが、当初予算に反映できていなかった。また、宍粟市観光振興イベント推進補助金交付要綱の改正が必要となることから、他のイベントについても要望があった場合、必要なものかどうかの見極めをしていかなければならないと考えているとの回答がありました。

次に、文教民生分科会が審査した関係部分は、主な内容は歳入として、（仮称）一宮北認定こども園建設事業で、過疎対策事業債借入金3億9,170万円の減額、山崎西中学校・山崎東中学校の大規模改修工事で、合併特例事業債借入金2,630万円の減額等が計上されています。

歳出として、（仮称）一宮北認定こども園建設事業の工事請負費で4億3,000万円、山崎西中学校・山崎東中学校大規模改修事業として、トイレ改修分に相当する工事費3,110万円の減額等が計上されています。

補正の理由としましては、国の平成29年度第1次補正予算により事業採択を受け

たため、平成29年度補正予算として平成30年3月議会において、予算を組み替えたため、平成30年度予算としても計上していたものを減額するものです。

全体会で以上の分科会審査報告の後、質疑と自由討議を行いました。

採決しました結果、第62号の補正予算議案については、全会一致で原案を可決すべきものと決しました。

以上で報告を終わります。

議長（実友 勉君） 予算決算常任委員長の報告は終わりました。

続いて、質疑を省略して討論を行います。

御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（実友 勉君） 御異議なしと認めます。

続いて討論を行います。

本議案に関しましては、発言通告が提出されておられませんので、これで討論を終了したいと思います。

御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（実友 勉君） 御異議なしと認めます。

よって、討論を終わります。

これより採決を行います。

本議案に対する委員長報告は可決であります。

お諮りします。

第62号議案については、委員長報告のとおり可決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（実友 勉君） 御異議なしと認めます。

第62号議案は委員長報告のとおり可決することに決しました。

日程第15 第64号議案

議長（実友 勉君） 日程第15、第64号議案、損害賠償に係る和解及び損害賠償の額の決定についてを議題とします。

本議案は、去る6月15日の本会議で、総務経済常任委員会に付託していたものであります。

総務経済常任委員会の審査の経過と結果の報告を求めます。

総務経済常任委員長、11番、飯田吉則議員。

総務経済常任委員長（飯田吉則君） 平成30年6月15日に審査付託のありました、第64号議案、損害賠償に係る和解及び損害賠償の額の決定については、6月15日に第6回総務経済常任委員会を招集し、審査を行いましたので、会議規則第111条の規定により報告いたします。

関係職員に説明を求め、慎重に審査をいたしました。

第64号議案は、平成30年5月20日午前10時50分ごろ、当該車両が市道鍋山奥林線を西向きに走行していたところ、同所に設置している横断排水溝の鋼製グレーチングがはね上がり、車両の底部に接触する事故が発生しました。

この事故の影響により、ミッションその他部品の修理が必要となったため、本件損害に係る和解と損害賠償の額を定めることにつきまして、地方自治法第96条第1項第12号及び第13号の規定により議会の議決を求めるものであります。

和解の内容につきましては、市道の管理について瑕疵があったことを認め、車両の修復に係る費用を賠償することとし、損害賠償につきましては31万9,744円と定めようとするものです。

審査の過程で委員から、市の過失が100%であることを保険会社も認めているのか、市の負担はないのかなどの質疑があり、当局からは、保険会社と協議しており、保険で全額対応するとの回答がありました。また、今回のような事案が発生する可能性がある横断溝について、市内の点検をすべきであるとの意見が出され、自治会等に情報提供の協力をいただくとともに、目視による確認やボルト止めを行うとの回答がありました。

審査の結果、第64号議案については、適切と判断し、全会一致で可決すべきものと決しましたので、御報告申し上げます。

以上です。

議長（実友 勉君） 総務経済常任委員長の報告は終わりました。

続いて、委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（実友 勉君） 質疑なしと認めます。

以上で質疑を終わります。

これより討論を行います。

本議案に関しましては、発言通告が提出されておられませんので、これで討論を終了したいと思います。

御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(実友 勉君) 御異議なしと認めます。

よって、討論を終わります。

これより採決を行います。

本議案に対する委員長報告は可決であります。

お諮りします。

第64号議案については、委員長報告のとおり可決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(実友 勉君) 御異議なしと認めます。

第64号議案は委員長報告のとおり可決されました。

日程第16 第65号議案

議長(実友 勉君) 日程第16、第65号議案、市道路線の変更についてを議題とします。

本議案は、去る6月15日の本会議で、総務経済常任委員会に付託していたものであります。

総務経済常任委員会の審査の経過と結果の報告を求めます。

総務経済常任委員長、11番、飯田吉則議員。

総務経済常任委員長(飯田吉則君) 平成30年6月15日に審査付託のありました、第65号議案、市道路線の変更については、6月15日に第6回総務経済常任委員会を招集し、審査を行いましたので、会議規則第111条の規定により報告いたします。

関係職員に説明を求め、慎重に審査をいたしました。

第65号議案は、山崎町五十波地内の市道五十波6号線の路線を変更しようとするものです。

この件に関しましては、地権者からの申し出を受け、地元自治会との協議を行い、このたび提案されたものです。変更内容といたしましては、市道の部分廃止を行うもので、路線の終点を変更するものです。

審査の結果、第65号議案については、適切と判断し、全会一致で原案を可決すべきものと決しましたので、御報告申し上げます。

以上です。

議長(実友 勉君) 総務経済常任委員長の報告は終わりました。

続いて、委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長(実友 勉君) 質疑なしと認めます。

以上で質疑を終わります。

これより討論を行います。

本議案に関しましては、発言通告が提出されておられませんので、これで討論を終了したいと思います。

御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(実友 勉君) 異議なしと認めます。

よって、討論を終わります。

これより採決を行います。

本議案に対する委員長報告は可決であります。

お諮りします。

第65号議案については、委員長報告のとおり可決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(実友 勉君) 御異議なしと認めます。

第65号議案は委員長報告のとおり可決されました。

ここで午前10時50分まで休憩をいたします。

午前10時39分休憩

---

午前10時50分再開

議長(実友 勉君) 休憩を解き、会議を再開いたします。

日程第17 第66号議案

議長(実友 勉君) 日程第17、第66号議案、戸原こども園新築工事請負契約の締結についてを議題とします。

本議案は、去る6月15日の本会議で、文教民生常任委員会に付託していたものであります。

文教民生常任委員会の審査の経過と結果の報告を求めます。

文教民生常任委員長、14番、榎橋美恵子議員。

文教民生常任委員長(榎橋美恵子君) 平成30年6月15日に審査付託のありました、第66号議案、戸原こども園新築工事請負契約の締結については、6月15日に第5回

文教民生常任委員会を招集して審査を行いましたので、会議規則第111条の規定により報告をいたします。

第66号議案の主な内容は、山崎南中学校区における幼児教育・保育環境の整備として、戸原地区に認定こども園を建設するもので、6月6日に入札を執行した結果、八幡建設株式会社に工事請負契約の締結をしようとするものです。

委員からは、図面を見るに、子どもたちの部屋の配置はこれでいいのかとの問いに、部屋の配置については保育士、園長とともに十分検討して決めさせていただいていますとの回答。

また、特記事項で木材のうちスギ、ヒノキについては原則として宍粟材を使用することについての部分の意見がありました。当局からは、宍粟材使用についても全てとか、何%という明記するのは難しく、できるだけ使用することを明示していますとの回答でした。

また、入札金額が低いのに、なぜ失格になるのかとの、それにつきましては、工事の品質確保のために最低制限価格制度を平成29年10月13日以降より執行しています。そのため金額が低くても失格になりますとの回答でございました。

関係職員に説明を求め、慎重に審査をいたしました結果、第66号議案は全会一致で可決すべきものと決しました。

以上です。

議長（実友 勉君） 文教民生常任委員長の報告は終わりました。

続いて、委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（実友 勉君） 質疑なしと認めます。

以上で質疑を終わります。

これより討論を行います。

本議案に関しましては、発言通告が提出されておられませんので、これで討論を終了したいと思います。

御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（実友 勉君） 御異議なしと認めます。

よって、討論を終わります。

これより採決を行います。

本議案に対する委員長報告は可決であります。

お諮りします。

第66号議案については、委員長報告のとおり可決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(実友 勉君) 御異議なしと認めます。

第66号議案は委員長報告のとおり可決されました。

日程第18 第67号議案

議長(実友 勉君) 日程第18、第67号議案、(仮称)一宮北認定こども園新築工事請負契約の締結についてを議題とします。

本議案は、去る6月15日の本会議で、文教民生常任委員会に付託していたものであります。

文教民生常任委員会の審査の経過と結果の報告を求めます。

文教民生常任委員長、14番、榎橋美恵子議員。

文教民生常任委員長(榎橋美恵子君) 平成30年6月15日に審査付託のありました、第67号議案、(仮称)一宮北認定こども園新築工事請負契約の締結については、6月15日に第5回文教民生常任委員会を招集して審査を行いましたので、会議規則第111条の規定により報告をいたします。

第67号議案の主な内容は、一宮北中学校区における幼児教育・保育環境の整備として認定こども園を建設するもので、6月6日に入札を執行した結果、上林建設株式会社に工事請負契約の締結をしようとするものです。

第66号議案と第67号議案は一緒に審査をいたしましたので、第66号議案と同じ質疑でございました。

関係職員に説明を求め、慎重に審査をいたしました結果、第67号議案は全会一致で可決すべきものと決しました。

以上です。

議長(実友 勉君) 文教民生常任委員長の報告は終わりました。

続いて、委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長(実友 勉君) 質疑なしと認めます。

以上で質疑を終わります。

これより討論を行います。

本議案に関しましては、発言通告が提出されておられませんので、これで討論を終了したいと思います。

御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(実友 勉君) 御異議なしと認めます。

よって、討論を終わります。

これより採決を行います。

本議案に対する委員長報告は可決であります。

お諮りします。

第67号議案については、委員長報告のとおり可決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(実友 勉君) 御異議なしと認めます。

第67号議案は委員長報告のとおり可決されました。

#### 日程第19 請願第1号

議長(実友 勉君) 日程第19、請願第1号、教職員定数改善と義務教育費国庫負担制度2分の1復元をはかるための、2019年度政府予算に係る意見書採択の要請についてを議題とします。

本請願は、去る5月29日の本会議で、文教民生常任委員会に付託していたものであります。

文教民生常任委員会の審査の経過と結果の報告を求めます。

文教民生常任委員長、14番、榎橋美恵子議員。

文教民生常任委員長(榎橋美恵子君) 平成30年5月29日に審査付託のありました、請願第1号、教職員定数改善と義務教育費国庫負担制度2分の1復元をはかるための、2019年度政府予算に係る意見書採択の要請については、6月6日に第4回文教民生常任委員会を招集して審査を行いましたので、会議規則第111条の規定により報告をいたします。

請願第1号の審査につきましては、6月6日の当常任委員会に紹介者、東 豊俊議員に出席いただき、意見聴取を行いました。

委員からは、教職員の働き方は厳しくなっている。また、30人以下の根拠はどの問いに対しましては、豊かな学びの実現に対しては30人ぐらいが最もよい人数だと聞いているとの答えをいただきました。

審査の結果、全会一致で採択すべきものと決しました。

以上です。

議長（実友 勉君） 文教民生常任委員長の報告は終わりました。

続いて、委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（実友 勉君） 質疑なしと認めます。

以上で質疑を終わります。

これより討論を行います。

本請願に関しましては、発言通告が提出されておられませんので、これで討論を終了したいと思います。

御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（実友 勉君） 御異議なしと認めます。

よって、討論を終わります。

これより採決を行います。

本請願に対する委員長報告は採択であります。

お諮りします。

請願第1号について、委員長報告のとおり採択することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（実友 勉君） 御異議なしと認めます。

請願第1号は採択となりました。

暫時休憩をいたします。

午前11時01分休憩

---

午前11時06分再開

議長（実友 勉君） 休憩を解き、会議を再開いたします。

榎橋議員。

文教民生常任委員長（榎橋美恵子君） ただいま採択されました請願につきまして、意見書を提出したいと思います。

議長（実友 勉君） お諮りします。

ただいま文教民生常任委員長より、教職員定数改善と義務教育費国庫負担制度2分の1復元をはかるための平成31年度政府予算に係る意見書が提出されました。

この際、これを日程に追加し、追加日程第1、発議第1号として議題としたいと思います。

御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(実友 勉君) 御異議なしと認めます。

よって、発議第1号を日程に追加し、追加日程第1として議題とすることに決しました。

暫時休憩いたします。

午前11時09分休憩

---

午前11時10分再開

議長(実友 勉君) 休憩を解き、会議を再開いたします。

追加日程第1 発議第1号

議長(実友 勉君) 追加日程第1、発議第1号、教職員定数改善と義務教育費国庫負担制度2分の1復元をはかるための平成31年度政府予算に係る意見書についてを議題といたします。

本発議は、文教民生常任委員長より提出されました。

この際、提出者に提案理由の説明を求めます。

文教民生常任委員長、14番、榎橋美恵子議員。

文教民生常任委員長(榎橋美恵子君) それでは、朗読をもって説明にかえさせていただきます。

教職員定数改善と義務教育費国庫負担制度2分の1復元をはかるための  
平成31年度政府予算に係る意見書について

上記の議案を、別紙のとおり宍粟市議会会議規則第14条第2項の規定により提出します。

理由といたしまして、この意見書については、宍粟市教職員組合から平成30年5月21日付で議長宛て国関係機関に意見書提出を依頼する請願書の提出があり、本日採択されましたので、地方自治法第99条の規定に基づく別紙意見書の提出を提案するものです。

以上です。

議長(実友 勉君) 文教民生常任委員長の説明は終わりました。

続いて質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長(実友 勉君) 質疑なしと認めます。

以上で質疑を終わります。

お諮りします。

ただいま議題となっております発議第1号については、会議規則第39条第2項の規定により、委員会の付託を省略いたします。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長(実友 勉君) 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

続いて採決を行います。

発議第1号を採決いたします。

お諮りします。

本発議は原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(実友 勉君) 御異議なしと認めます。

発議第1号は、原案のとおり可決されました。

なお、お諮りします。

ただいま可決されました。意見書の取り扱いについては、会議規則第45条の規定により、議長に一任願いたいと思います。

御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(実友 勉君) 御異議なしと認めます。

意見書の取り扱いは、議長に一任されました。

日程第20 所管事務等調査について

議長(実友 勉君) 日程第20、所管事務等調査についてを議題といたします。

所管事務等調査につきましては、各委員長よりお手元に配付しております一覧表のとおり、閉会中の継続調査にしたい旨の申し出がありました。

お諮りします。

各委員長の申し出のとおり、閉会中の継続調査に付することに御異議ありません

か。

(「異議なし」の声あり)

議長(実友 勉君) 御異議なしと認めます。

所管事務等調査については、閉会中の継続調査に付することに決定しました。

以上で本日の日程は終了いたしました。

お諮りします。

今期定例会に付託されました案件は、全て議了いたしましたので、閉会したいと思います。

これに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(実友 勉君) 御異議なしと認めます。

よって、第80回宍粟市議会定例会は、これをもって閉会いたします。

長期間にわたりまして御苦労さまでございました。

6月も半ばを過ぎ、色とりどりのあじさいの花が雨にぬれ、より鮮やかさを増します今日、第80回宍粟市議会定例会の閉会にあたり一言御挨拶を申し上げます。

本議会には、教育長や教育委員会委員、人権擁護委員といった重要な人事案件、必要不可欠な条例改正や補正予算など、大切な多くの案件に対しまして、活発な審議を賜り、いずれも適切妥当な結論に至りましたこと、議員各位、行政関係各位に深く感謝を申し上げます。

議員各位には、最終日まで終始、熱心に御審議、御議論賜り厚くお礼を申し上げます

また、市長をはじめ市当局におかれましても、議会制民主主義、二元代表制の趣旨にのっとり、議員の質疑等に真摯に議論いただきましたこと、厚くお礼を申し上げます

今宍粟市の喫緊の課題は、少子高齢化、人口減少問題であります。あらゆる事業を勇気を持って展開しなければなりません。このため、市議会においても、より開かれた議会を目指すとともに、研究を重ね行政とともに少子高齢化、人口減少問題に対応できる宍粟市をつくらなければなりません。

市民の皆様並びに行政関係の皆様には、より一層の御指導と御協力をお願いするところでございます。

梅雨真っ盛りの今日、梅雨前線は活発化しております。台風に刺激された梅雨前線は、時にはゲリラ豪雨を誘発し、大きな災害を引き起こすことがございます。ま

た、一昨日の大阪では、震度6弱の地震が発生し、大きな被害が出たところでございます。地震はいつ発生するかわかりません。山崎断層を抱える我がまちにおいて、災害に対する対応策をいま一度見つめ直し、常日ごろから災害対応ができるよう心がけていなければなりません。

終わりになりますが、これから暑い夏を迎えます。市民の皆様、行政関係の皆様、そして議員各位には、今後ますますの御健勝を御祈念申し上げ、閉会の御挨拶といたします。ありがとうございました。

市長（福元晶三君） 第80回宍粟市議会6月定例会の閉会にあたりまして、一言御挨拶を申し上げたいと、このように思います。

先ほど議長の御挨拶にもあったとおりであります。去る6月18日、午前7時58分、大阪を中心とする地震に対し、まさに被災された方々に対しまして心よりお見舞い申し上げたい、このように思います。同時に、現在5名の方々が亡くなっておると、このようにお聞きしております。心より御冥福をお祈り申し上げたいと、このように思います。

あわせて、大変残念な結果でありましたが、小学4年生の児童がああいった形でブロック塀によりお亡くなりになりました。我がまちにとりましても、直ちに学校の安全という観点から、そういったブロック塀等々はないものかということで指示をいたしました。結果的にそういったものはないと、こういうところでありますが、再度確認しながら安全を深めていく必要があると、このように考えております。

あわせもって、山崎断層帯に位置する我が宍粟市におきましては、地震対策についても、いま一度防災対策と緊急時の体制を再確認しながら、安全・安心に向けて速やかに対応できるように常に整えておくこと、このことが重要と、このように考えておるところであります。

さて、5月29日に開会された第80回宍粟市議会定例会は、実友議長、また西本副議長をはじめ議員各位の御精励によりまして、全議案を議了いただきました。厚くお礼を申し上げたいと、このように思います。

本定例会におきましては、教育長の選任、教育委員会委員等の任命を含めた人事案件、さらにまた平成30年度の一般会計補正予算案件等々、重要案件について慎重に御審議をいただきました。改めてお礼を申し上げたいと、このように思います。

また、一般質問等におきましては、教育環境あるいは保育環境の整備、移住・定住環境の推進、防災・減災、交流人口の増加策、さらにまた地域循環社会における活性化対策、あわせて公共交通の充実策、障がい者に配慮した対策など、宍粟の未

来に向けた取り組みをさまざまな角度から御提言をいただきました。提言をいただいた意見につきましては、真摯に受けとめ、その対応に十分に留意しながら迅速かつ適切に対応する所存であります。

また、かねてより市民の皆様はじめ議員の皆様から要望等々、御意見をいただいております総合病院における耳鼻咽喉科の対応について、週3日から週5日に是非と、こういう切なる願いを聞いておりました。

先般、院長を中心に、あるいは病院の先生方を中心に、神戸大学等々へたび重なる要望をしていただいておりますところであります。私も重ねてお願いを申し上げておったところでありますが、この7月より週5日診察をしていただくことが先般御連絡をいただきました。改めて御報告申し上げたいと、このように思います。

さて、議員の皆様も御存じのとおり、今年に入り大変残念な結果であります、市内で4名の尊い命が交通事故で失われております。この事態を受けまして、昨日、午前中に宍粟市の交通対策委員会を開催をさせていただきました。

その結果、6月19日付をもちまして、市内全域に「交通死亡事故多発非常事態宣言」を発令をさせていただきました。大変残念なことでありますが、県下で10万人規模であらわしますと、宍粟市が1番と、こういう現状であります。そういったことを鑑みて、そういう非常事態宣言を発し、市民の方々に交通ルールと正しい交通マナーの実践、こんなことを促す中で安全・安心を高めていきたいと、このように考えております。

聞いておりますと、交通事故の原因は、主に前方不注意、判断ミス、操作ミス、さらには健康状態など的人為的な要因が、道路の形状などの環境的要因、車両的な要因、それよりも上回ると、こんなことも聞いております。そういう観点からあらゆる手段を講じて、市民の方々の交通安全への意識の向上、対策を講じてまいりたいと、このように考えておりますので、議員各位におかれましてもさらなる御協力をよろしくお願い申し上げたいと、このように思います。

結びになります、議員の皆様には、さらに御健勝にて宍粟市の発展に向け、より一層の御尽力を賜りますこと、さらには市政に対する御理解と御支援、さらなる御協力をお願い申し上げ、閉会にあたりお礼と御挨拶とさせていただきます。ありがとうございました。

(午前11時25分 閉会)

地方自治法第 1 2 3 条第 2 項の規定により、ここに署名する。

宍粟市議会議長 実 友 勉

宍粟市議会副議長 西 本 諭

宍粟市議会議員 榎 橋 美 恵 子

宍粟市議会議員 津 田 晃 伸